

米原市都市計画マスタープランの改定等を進めています

市では、社会情勢の変化や「都市計画区域の再編」にあわせた都市づくりを進めるため、平成19年度に策定した「米原市都市計画マスタープラン」の改定を進めています。

●都市計画マスタープランとは

土地利用方針や道路・公園・下水道等といった都市施設の整備、自然環境の保全や景観形成など、都市の健全な発展と秩序ある整備、開発および保全を図るため、市が策定する都市計画に関する基本的な方針です。

●都市計画区域の再編とは

市内には、市街化を推進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」の区域区分（線引き）がある「彦根長浜都市計画区域」と、区域区分がない（非線引き）「山東伊吹都市計画区域」があります。

県ではこれらの都市計画区域の再編を進め、非線引き都市計画区域の拡大を予定しています。

あわせて、市では、非線引き都市計画区域に「特定用途制限地域」の指定を検討しています。

●特定用途制限地域とは

用途地域以外の非線引き都市計画区域では、土地利用の規制が緩く建物用途の制限がないため、例えば住宅地に好ましくない建物が建築されるおそれがあります。そのため、市では特定の建築物を制限する条例の制定とともに、制限する地域（特定用途制限地域）を指定し、良好な住環境を守るルールづくりを検討しています。

※詳しくは市公式ウェブサイトまたは広報まいばら4月1日号8ページをご覧ください。

都市計画マスタープランの改定等に関する説明会を開催します

- ・米原市都市計画マスタープランの改定について
- ・特定用途制限地域の指定について

申込は不要です。お住まいの地域以外の説明会でもご参加いただけます。ご都合に合わせてお越しください。

開催区		開催日時	開催場所
米原地区	米原学区	5月27日(金) 19時～	市役所 米原庁舎 2階 会議室2A
	河南学区	5月30日(月) 19時～	ゆめホール 2階 大研修室B
近江地区	坂田学区	5月31日(火) 19時～	近江公民館 研修室1-4
	息長学区	6月 6日(月) 19時～	市役所 近江庁舎 2階 会議室2EF
山東地区		6月 3日(金) 19時～	ルッチプラザ スタジオ310
伊吹地区		6月 2日(木) 19時～	伊吹薬草の里文化センター 2階 視聴覚室

パブリックコメント 市民意見を募集します

「米原市都市計画マスタープラン(案)」および
「米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例(案)」

●意見の募集期間

5月20日(金)～6月20日(月)

●案の閲覧場所

- ・市役所各庁舎、市立図書館の市政情報プラザ
- ・各行政サービスセンター
- ・市公式ウェブサイト

●意見の提出方法

閲覧場所に直接提出または郵送、ファクス、メールで右記へ

お問い合わせ・意見の提出先

市 都市計画課(近江庁舎)

☎52-6926

FAX 52-8790

〒521-8601

米原市顔戸488番地3

✉toshi@city.maibara.lg.jp